

自分の思いを伝えたい・・・ しょうがいを持つ人の意思決定支援とは

しょうがい者の意思決定支援
これからの相談支援
しょうがい者虐待の防止
差別解消法
成年後見制度利用促進法
地域移行・地域定着など



講師：大平 眞太郎 氏

厚生労働省 社会・援護局

障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室 相談支援専門官

日 時：平成30年3月18日（日曜日）

午前10時～12時

場 所：彦根勤労福祉会館 大ホール

彦根市大東町4番28号 Tel (0749) 23-4141

参加費：無料

事前申込み：準備の都合上出来る限りお申込みください。

（申込み要領は裏面・当日の参加も可能です。）

自分の意思を表すことの難しい、しょうがい者や高齢者。

しょうがい者の分野では「サービス等利用計画」の完全実施、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行など、しょうがい者の意思決定支援にかかる制度改正がされています。

制度やサービスの種類や量が充実する一方で、本来守られるべき高齢者施設・しょうがい者施設内において従事者による虐待というニュースもしばしば目にするところです。

しょうがい者の権利擁護について、相談支援の立場から知る機会としてこのセミナーを企画しました。多数のご参加をお待ちしております。

主催・お問い合わせ

参加申込書

本紙にご記入後、FAXまたはEメールでお申し込みください。

FAX: 077-561-3835

shiga2944@sirius.ocn.ne.jp

フリガナ			
お名前			
ご住所			
所属			
電話		FAX	
E-mail			

ご記入いただいた個人情報の保管、管理については適切かつ十分な対策を講じ、ご本人の承諾なく第三者に提供することは一切ありません。